



ハワイ州裁判所 COVID-19・パンデミックへの対応

重要:この文書は一般的な情報をお知らせしています。このパンデミック状況下において、各巡回区 (オアフ島、マウイ郡、ハワイ島、カウアイ島) が、管轄区の必要不可欠なニーズに最大限応えるよう、司法案件を処理する権限を有しており、安全かつ公正に審理を行うことができる場合には、裁判長が当事者の合意により審理を行う裁量権を有しています。裁判所は、中核的な民権を保護する共に、地域社会の健康を守る義務を有します。我々は、この急速に進展する状況を注意深く監視し、公共の安全を確保しつつ、地域社会に貢献する最善の方法を常に模索しています。

2020年4月30日以降に延期となった司法案件は？

以下の通り、司法案件の大多数は延期されています。緊急かつ延期が不適當でない案件のみを取り扱っています。弁護人がおられる方々は、疑問があれば弁護人に連絡して下さい。

地方裁判所

- 勾留されていない被告人に対する交通案件
- 勾留されていない、もしくは警察に留置されていない被告人に対する軽罪、軽微罪及び刑事違反案件
- 少額請求訴訟案件
- 土地賃借人関連を含む通常請求訴訟案件
- 酒気帯び運転/飲酒運転案件
- コミュニティーアウトリーチ裁判所案件

家庭裁判所

- 離婚
- 父権
- 緊急案件を除く後見権 (未成年者・制限行為能力者)
- 養子縁組
- 地域社会支援型療法案件

- 非勾留少年に対する処分審理、再審理、罪状認否、公判等
- 児童福祉事務所所管の児童保護に関する審理、再審理、予審、審判、調停
- 家庭裁判所管轄下の家庭内暴力事件における銃器返還申立
- 少女裁判所、少年麻薬裁判所、家庭麻薬裁判所、イムア・カコウ、0 – 3 歳児家族支援裁判所
- キッズファーストプログラム

巡回裁判所刑事訴訟

- 陪審および非陪審の全審判
- 大陪審審理
- 薬物裁判所、メンタルヘルス裁判所、および退役軍人療法裁判所における対面審理 (必要不可欠である審理は除外対象)
- ホープ保護観察対面審理 (必要不可欠である心理は除外対象)

巡回裁判所民事訴訟

- 陪審および非陪審の全審判
- 第一巡回区カスタグネッティ判事が担当する差押え案件の全対面審理
- 上記以外の全民事訴訟案件につき、担当裁判官が対面審理及び審判手続前会議を延期することがあります。担当裁判官が、自己裁量により、電話での審判の遂行、もしくは審理・口頭弁論を経ずに事案を進めると認める場合もあります。裁判所は、それぞれの事案の今後の進め方につき、当事者及びその弁護人に連絡します。

予定通り行われている訴訟手続きは？

地方裁判所

- 保全命令案件
- 警察署、拘置所、ハワイ州立病院で留置・勾留されている被告人の軽罪、軽微罪及び刑事違反事件
- 警察署または拘置所に被告人が留置・勾留されている交通事件
- 勾留されている被告人に対する予審
- 勾留されておらず、30 日要件を放棄しない被告人に対する予審
- 勾留されている被告人に対する保釈審理
- 重罪で起訴された被告人に対する保釈審理(重罪の罪状認否)
- 第 704 章審理 (メンタルヘルス審理)

家庭裁判所

- 接近禁止命令
- 銃暴力保護命令
- ハレ・フオマルにおける未成年者保護案件
- 民事的収容審理
- 緊急保護
- シェルターケアに関する審理
- 一時保護及び家族監護に対する初期又は継続的申立て、家族監護から児童を引離し児童養護施設への収容申立を含む、不可欠な児童福祉事務所案件
- 重罪事件の初出廷及び予審
- 罪状認否
- 保釈審理
- 一時的入院命令
- 条件付き釈放の撤回申立
- その他裁判所が緊急かつ必要と判断した審理は予定通り行われます。

巡回裁判所刑事訴訟

- 罪状認否、抗弁、引渡審理
- 重罪事件の初出廷
- 拘置されている被告人の予審
- 保釈審理
- その他裁判所が必要と判断した審理は予定通り行われます。
- 一時的入院命令を含むメンタルヘルス関連審理、条件付き釈放撤回の申立、その他必要不可欠な審理は予定通り行われます。

巡回裁判所民事訴訟

- 接近禁止命令、予備的差止め命令措置等、裁判官が急を要する又は緊急と認める案件
- 裁判官の裁量により、電話を使つての遠隔審判、もしくは審理なしで判決を下すこともあります。個々の事案の今後の取り扱いについては、裁判所が当事者もしくはその弁護人に対し通知します。
- 事案によっては、合意もしくは、新たな裁判日程を含む裁判所命令によって延期されることがあります。
- 現状確認会議や和解会議は、遠隔で開催されることもあれば、担当裁判官の裁量により後日に日程を組み直されることもあります。
- 遺言検認申立ては、遺言検認裁判官による別段の命令がない限り、電話にて行われます。
- 事案について質問等があれば、弁護人にお問い合わせ下さい。弁護人がいない場合や、裁判所から該当案件について連絡がない場合は、担当裁判官室に連絡してください。